

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月以降分から援助	エ. その他→(4)	
21	21	13	10	7	9	13	6	18	0	3	3	0	0	20	1	1
愛媛県	松山市	○	○		○	○	○	○							○	学用品等は随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助しているが、入学準備金は猶予期間を設け、4月末までの受付としている。
愛媛県	今治市	○			○		○	○						○		
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○		○	○						○		
愛媛県	八幡浜市	○	○			○	○	○						○		
愛媛県	新居浜市	○		○				○						○		
愛媛県	西条市	○		○	○	○		○						○		
愛媛県	大洲市	○	○			○	○	○						○		
愛媛県	伊予市				○	○		○						○		
愛媛県	四国中央市	○		○			○			○	家庭訪問時に担任教諭が各家庭の実情を見て就学援助制度の説明をしている。			○		
愛媛県	西予市	○		○		○		○						○		
愛媛県	東温市	○	○		○	○		○						○		
愛媛県	上島町		○					○		○	申請案内時に各学校から全保護者へ書類を配布			○		
愛媛県	久万高原町			○				○						○		
愛媛県	松前町	○	○		○	○								○		
愛媛県	砥部町	○	○		○	○		○						○		
愛媛県	内子町		○					○		○	毎年、保護者への周知文書を教育委員会で作成し、新入学児童と在学児童生徒の保護者全員に配布するよう学校に周知している。			○		
愛媛県	伊方町		○			○		○						○		
愛媛県	松野町			○				○						○		
愛媛県	鬼北町				○	○								○		
愛媛県	愛南町	○				○		○						○		
愛媛県	徳山小中学校組合					○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
21	21	14	1	7	0	0	0	0	0	4
愛媛県	松山市	○								年度の途中でも、市外から転入があった場合や、家族の方が失業、長期入院、校納金を滞納するなど、経済的に困難な状況がみてとれる場合、随時、学校が制度の案内を行い、申請を受け付けている。
愛媛県	今治市			○						
愛媛県	宇和島市			○						
愛媛県	八幡浜市	○	○							
愛媛県	新居浜市			○						転入者には就学援助制度の説明
愛媛県	西条市	○								
愛媛県	大洲市	○								
愛媛県	伊予市	○								
愛媛県	四国中央市	○								
愛媛県	西予市	○								
愛媛県	東温市			○						援助対象となる各費目の援助額を掲載している
愛媛県	上島町	○								
愛媛県	久万高原町	○								
愛媛県	松前町	○								
愛媛県	砥部町	○								毎年度進級時や入学説明会で全員の保護者に文書を通じて周知している。
愛媛県	内子町	○								
愛媛県	伊方町	○								
愛媛県	松野町	○								
愛媛県	鬼北町			○						
愛媛県	愛南町			○						
愛媛県	徳山小中学校組合			○						

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																
		＜小学校＞																																
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)		ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)			
21	21	16	0	5	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	2	7	7	0	5	4	6	8	7	0	0	0	2	2	1	0	4	3	3	
愛媛県	松山市	○					○											○	○		○	○												
愛媛県	今治市	○					○														○													
愛媛県	宇和島市	○					○												○	○														
愛媛県	八幡浜市	○					○									○										○	域内の小学校入学予定者全員に案内を送付							
愛媛県	新居浜市	○					○								○			○		○		○												
愛媛県	西条市	○					○								○						○	○												
愛媛県	大洲市	○					○									○						○												
愛媛県	伊予市	○					○										○				○	○												
愛媛県	四国中央市	○					○									○				○														
愛媛県	西予市	○					○										○																	
愛媛県	東温市	○					○									○		○		○	○													
愛媛県	上島町			○																							○						○	
愛媛県	久万高原町			○																												○		入学前支援の要望が出ていないため
愛媛県	松前町	○					○									○		○		○	○													
愛媛県	砥部町	○					○										○				○	○												
愛媛県	内子町	○					○									○				○														
愛媛県	伊方町			○																												○		
愛媛県	松野町	○					○													○														
愛媛県	鬼北町	○					○									○										○	入学予定者の保護者に対して案内文書を送付							
愛媛県	愛南町			○																												○	○	入学後早急に支給するなど対応しているため。
愛媛県	徳山小中学校組合			○																												○	○	入学後早急に支給するなど対応しているため。

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																								
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																								
		＜中学校＞																								
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるものの全てに○）				(6) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)					
21	21	16	0	5	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	7	0	1	1	4	3	3		
愛媛県	松山市	○					○											○								
愛媛県	今治市	○					○											○								
愛媛県	宇和島市	○					○											○								
愛媛県	八幡浜市	○					○										○									
愛媛県	新居浜市	○					○									○										
愛媛県	西条市	○					○									○										
愛媛県	大洲市	○					○										○									
愛媛県	伊予市	○					○											○								
愛媛県	四国中央市	○					○											○								
愛媛県	西予市	○					○												○							
愛媛県	東温市	○					○											○								
愛媛県	上島町			○															○	○	○					
愛媛県	久万高原町			○																		○		入学前支援の要望が出ていないため。		
愛媛県	松前町	○					○											○								
愛媛県	砥部町	○					○												○							
愛媛県	内子町	○					○											○								
愛媛県	伊方町			○																	○					
愛媛県	松野町	○					○												○							
愛媛県	鬼北町	○					○											○								
愛媛県	愛南町			○																	○	○		入学後早急に支給するなど対応しているため。		
愛媛県	篠山小中学校組合			○																	○	○		入学後早急に支給するなど対応しているため。		

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町村 民税課税最 低限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項				
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。			ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)		
21	21	6	2	9	0	4	4	15	17	12	15	12	18	3	3	12	12	3	4	12	11	3	1	0	7	15	0	7	3	
愛媛県	松山市	○						○	○	○	○	○	○			○	○			○		○		○		1.3		失業等により直近の収入が大きく減った場合。		
愛媛県	今治市			○				○	○				○								○					1.3				
愛媛県	宇和島市		○										○								○					1.4				
愛媛県	八幡浜市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○		1.3		特別の教育的配慮が必要であると認められる者			
愛媛県	新居浜市	○						○	○				○																	
愛媛県	西条市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○			1.3					
愛媛県	大洲市	○						○	○	○	○	○	○			○	○					○			1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を採用している		
愛媛県	伊予市			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					保護者の職が安定しない者などで、特別支援就学奨励費の需要額比率が教育委員会で定める値以下の者		
愛媛県	四国中央市	○						○	○		○	○	○	○								○			1.3			(4)の係数(倍率)について、主なものは1.3倍、ひとり親世帯については1.5倍		
愛媛県	西予市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				1.3					
愛媛県	東温市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○		1.3		その他教育委員会が就学援助を行うことを必要と認める者			
愛媛県	上島町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						
愛媛県	久万高原町			○					○		○		○						○				○					コロナの影響による休業等での収入減、母子家庭のため収入が低いなどを考慮し判定。		
愛媛県	松前町					○		○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					教育委員会が特に必要と認めた事項		
愛媛県	砥部町			○					○		○		○							○	○				1.3					
愛媛県	内子町			○																	○				1.5					
愛媛県	伊方町					○		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○		1.3		国民年金保険料の減免 経済的理由により就学困難	(3)ソは必須。		
愛媛県	松野町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5					
愛媛県	鬼北町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
愛媛県	愛南町					○															○				1.3					
愛媛県	徳山小中学校組合					○															○				1.3					

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
21	21	3	11	11	11	0	1	2	0	0	21	
愛媛県	松山市		○	平成25		4					20%未満	
愛媛県	今治市		○	平成24		12					15%未満	
愛媛県	宇和島市		○	平成25		4					15%未満	
愛媛県	八幡浜市		○	平成24		12					15%未満	
愛媛県	新居浜市										10%未満	
愛媛県	西条市		○	平成24		4					10%未満	
愛媛県											20%未満	
愛媛県	大洲市										20%未満	
愛媛県	伊予市										20%未満	
愛媛県	四国中央市		○	平成24		4					10%未満	
愛媛県	西予市	○					○				10%未満	
愛媛県	東温市		○	平成25		8					15%未満	
愛媛県	上島町										10%未満	
愛媛県	久万高原町										20%未満	
愛媛県	松前町										15%未満	
愛媛県	砥部町	○						○			15%未満	
愛媛県	内子町	○						○			10%未満	
											20%未満	
愛媛県	伊方町		○	平成24		12					20%未満	
愛媛県	松野町		○	平成30		10					20%未満	
愛媛県	鬼北町										15%未満	
愛媛県	愛南町		○	平成30		4					20%未満	
愛媛県	徳山小中学校組合		○	平成30		4					15%未満	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																												
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項				
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他					
21	21	21	0	0	0	5	5	5	16	16	2	21	0	0	0	4	4	4	17	17	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	21	19	19	0	1	1	1	0	0	1	18			
愛媛県	松山市	○							○	11,420		○							○	40,600		○	○		0							○	○		16,870										通学費は支給実績なし 学用品費と通学用品費を合わせて、一定額(年間1年生11,630円その他学年13,900円)	
愛媛県	今治市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		0							○	○		20,323										通学費と医療費は実績なし	
愛媛県	宇和島市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		0							○	○		26,497											
愛媛県	八幡浜市	○				○		11,630	11,630			○			○	51,060	51,060				○	○		0								○	○		18,329											通学費・医療費実績なし 校外活動費(宿泊有)は実績なし 学用品費に関して:新入学児童生徒学用品費を受け取っているものは11,630円となる。
愛媛県	新居浜市	○							○	13,900		○						○	50,600		○	○		1,300								○	○		16,198											
愛媛県	西条市	○				○		13,900	11,916			○			○	51,060	51,037															○	○		12,864											
愛媛県	大洲市	○							○	11,640		○						○	51,110													○	○		50,000											通学用品費は学用品費と併せて支給。医療費は実績なし。 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)・学校給食費の支給平均額は令和3年度予算に計上した単価。
愛媛県	伊予市	○							○	11,630		○						○	51,060													○	○		40,000											支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価
愛媛県	四国中央市	○							○	11,420		○						○	40,600													○	○		15,851											新型コロナウイルス感染症の影響で、日程や目的地を変更したことにより、校外活動費、修学旅行費ともに支給平均額が例年よりかなり少なくなっている。
愛媛県	西予市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○		29,520								○	○		23,144											「体育実技用具費」については、実績がないため、「平均支給額」を0円。
愛媛県	東温市	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○		0								○				○	22,690	22,080								通学費と医療費は実績なし
愛媛県	上島町	○				○		11,420	11,420			○			○	20,470	20,470				○	○		0								○	○		40,000											
愛媛県	久万高原町	○				○		11,630	11,630			○			○	51,060	51,060				○	○		41,752								○	○		14,900											体育実技用具費・校外活動費・医療費については、支給申請無し。
愛媛県	松前町	○							○	11,630		○						○	51,060													○	○		19,329											通学用品は第2～6年生のみ。 通学費、生徒会費確認しました
愛媛県	砥部町	○				○		15,500	14,352			○						○	51,060		○	○		0								○	○		19,766											オンライン学習通信費は令和3年度に新設、上限12,000円
愛媛県	内子町	○							○	11,630		○						○	51,060													○	○		29,979											医療費、体育実技用具費、校外活動費、オンライン学習通信費の実績は無し
愛媛県	伊方町	○							○	11,640		○						○	21,110													○	○		35,500											・通学用品費・・・学用品を含む ・校外活動費(宿泊を伴うもの)・・・R2年度は実績なし ・医療費・・・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金(学校内でのけが)及び子ども医療費助成(校外での病気・けが)で負担しているため ・少年自然の家費・・・新型コロナウイルス感染症の影響で、日程や目的地を変更したことにより、自己負担額なし
愛媛県	松野町	○							○	11,630		○						○	51,060		○	○		0								○	○		29,331											通学用品費は第2～6学年のみ。通学費は対象者がいないため、校外活動費は町から補助金を支給しているため、生徒会費は徴収をしていないため、医療費は「松野町子ども医療費助成条例」により助成を行っているため支給実績なし。
愛媛県	鬼北町	○							○	11,630		○						○	51,060													○	○		30,358											医療費については、実績がありません。
愛媛県	愛南町	○							○	15,350	○	○						○	50,600													○	○		29,530											学用品費は第1学年は年額13,100円、第2学年以上は年額15,350円としている。 学校給食費は1食@250円×実食数を支給しており、令和2年度は年額43,646円支給しました。
愛媛県	徳山小中学校組合	○							○	15,350	○	○						○	50,600													○													学用品費は第1学年は年額13,100円、第2学年以上は年額15,350円。 学校給食費は1食@250円×実食数を支給しており、令和2年度は年額44,730円支給。 修学旅行費は令和2・3年度は対象者がいないため支給はないが、予算計上する場合には1人当45,000円計上。	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項								
費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他											
21	21	21	0	0	0	5	5	5	16	16	2	21	0	0	0	5	5	5	16	16	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	21	18	18	0	2	2	2	0	0	2	19								
愛媛県	松山市	○							○	22,320		○							○	47,400		○	○	85,684							○	○	26,250												学用品費と通学用品費を合わせて、一定額(年間1年生22,730円その他学年25,000円)					
愛媛県	今治市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0							○				○	60,910	30,825								通学費と医療費は実績なし					
愛媛県	宇和島市	○							○	22,730		○							○	60,000				0							○	○	0		○										中学校修学旅行について、援助額を計上していたが、コロナ禍により修学旅行実施せず。					
愛媛県	八幡浜市	○				○	22,730	22,730				○			○	60,000	60,000				○	○	0							○	○	32,819													通学費・医療費実績なし					
愛媛県	新居浜市	○							○	25,000		○						○	57,400		○	○	933							○	○	37,785														校外活動費(宿泊有)は実績なし 学用品費に関して、新入学児童生徒学用品費を受け取っているものは22,730円となる。				
愛媛県	西条市					○	25,000	21,125				○			○	60,000	59,967													○	○	44,746														中学校校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績なし				
愛媛県	大洲市	○							○	22,740		○							○	57,980										○	○	80,000														通学用品費は学用品費と併せて支給。医療費は実績なし。 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)・学校給食費の支給平均額は令和3年度予算に計上した単価。				
愛媛県	伊予市	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○	70,000														支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価				
愛媛県	四国中央市	○							○	22,320		○							○	47,400										○	○	28,902														新型コロナウイルス感染症の影響で、日程や目的地を変更したことにより、修学旅行費の支給平均額が例年よりかなり少なくなっている。				
愛媛県	西予市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	79,410						○	○	25,843															「体育実技用具費」及び「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」については、実績がないため、「平均支給額」を0円としている。			
愛媛県	東温市	○							○	22,730		○						○	60,000		○	○	0							○				○	60,910	0											通学費、修学旅行費及び医療費は実績なし			
愛媛県	上島町	○				○	22,320	22,320				○			○	23,550	23,550							0						○	○	70,000					○													
愛媛県	久万高原町	○				○	22,730	22,730				○			○	60,000	60,000							0						○	○	32,500																体育実技用具費・通学費・医療費については、支給申請無し。		
愛媛県	松前町	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○	20,266																通学用品は第2～3年生のみ。 体育実技用具費確認しました。		
愛媛県	砥部町	○				○	27,310	25,840				○			○	60,000	60,000				○	○	45,660							○	○	2,046																オンライン学習通信費は令和3年度に新設、上限12,000円		
愛媛県	内子町	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○	66,000																	医療費、体育実技用具費、校外活動費、オンライン通信費は実績なし	
愛媛県	伊方町	○								22,740		○							○	27,980										○	○	38,089																	・通学用品費・・・学用品に含む ・医療費・・・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金(学校内でのけが)及び子ども医療費助成(校外での病気・けが)で負担しているため	
愛媛県	松野町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0						○	○	0																	通学用品費は第2,3学年のみ。通学費は対象者がいないため、校外活動費は町から補助金を支給しているため、修学旅行費は実施を翌年度に延期したため、医療費は「松野町子ども医療費助成条例」により助成を行っているため支給実績なし。	
愛媛県	鬼北町	○							○	22,730		○							○	60,000										○	○	0																		修学旅行費及び医療費については、実績がありません。
愛媛県	愛南町	○							○	27,050	○	○							○	57,400										○	○	0																		学用品費は第1学年は年額24,800円、第2学年以上は年額27,050円。 学校給食費は1食@300円×実食数を支給しており、令和2年度は年額51,134円支給した。 修学旅行費は令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったため支給はないが、令和3年度予算には1人当70,000円計上している。
愛媛県	窪山小中学校組合	○							○	27,050	○	○							○	57,400										○																				学用品費は第1学年は年額24,800円、第2学年以上は年額27,050円。 学校給食費は1食@300円×実食数を支給、令和2年度は年額53,680円支給した。 修学旅行費は令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったため支給はないが令和3年度予算には1人当70,000円計上している。

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
21	21	1
愛媛県	松山市	
愛媛県	今治市	
愛媛県	宇和島市	
愛媛県	八幡浜市	
愛媛県	新居浜市	
愛媛県	西条市	
愛媛県	大洲市	
愛媛県	伊予市	
愛媛県	四国中央市	
愛媛県	西予市	
愛媛県	東温市	
愛媛県	上島町	
愛媛県	久万高原町	
愛媛県	松前町	
愛媛県	砥部町	
愛媛県	内子町	
愛媛県	伊方町	全児童・生徒に対し入学に伴う入学支度金として、地域振興券(商品券)配布。(小・中学生@30,000円、高校生@50,000円)
愛媛県	松野町	
愛媛県	鬼北町	
愛媛県	愛南町	
愛媛県	徳山小中学校組合	